

**令和 7 年度まちなか賑わい空間形成事業
文翔館周辺エリアウォーカブル基本構想策定業務委託
公募要領**

1 目的

この要領は、「文翔館周辺エリアウォーカブル基本構想（以下、「基本構想」という。）」策定業務の委託契約について、公募型プロポーザル方式による企画提案の募集に必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務に関する事項

（１）業務の名称

文翔館周辺エリアウォーカブル基本構想策定業務委託

（２）業務の目的

本県では、居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成を目指し、令和 6 年度に国土交通省が推進する「ウォーカブル推進都市」に登録され、山形市と共同でウォーカブルなまちづくりに取り組んでいる。

文翔館周辺エリアでは、新山形市民会館の新築をはじめ、各種の施設整備が進められており、この機会に、まちの魅力や価値をさらに向上させるため、これらの事業と一体となり、公共的な空間をウォーカブルな空間に改変する事業に取り組むこととしている。

この事業を進めるために、令和 6 年度から令和 7 年度の 2 箇年で「文翔館周辺エリアウォーカブル基本構想」を策定することとし、令和 6 年度は、社会実験の実施、整備イメージを共有するための VR 画像の作成を踏まえたワークショップを開催し、基本構想の策定に向けた検討を行ってきた。

本業務は、令和 6 年度業務の成果を基に更なる検討を進めるとともに、住民や関係機関との合意形成を図りながら、基本構想を策定するものである。

（３）業務の内容

①計画準備

- ・ 次の各号について記載した業務計画書を作成の上、提出しなければならない。
 - ア 業務体制・配置計画
 - イ 業務工程
 - ウ 業務実施方法
 - エ 安全管理計画
 - オ 緊急時の連絡体制

②基本構想の作成

- ・ 基本構想の策定対象範囲は、概ね別添位置図のとおりとする。
- ・ 令和 6 年度に作成した VR 案（４案）及びワークショップ参加者による意見交換の成果を踏まえ、基本構想を作成する。

- ・内容として、ウォークアブル空間の整備方針（VR画像含む）、事業化に向けたアクションプラン、ロードマップを取りまとめる。
- ・検討にあたっては、県及び山形市の職員で構成される「文翔館周辺エリア空間検討ワーキングチーム」（以下、「ワーキングチーム」という。）と調整を行う。
- ・また、有識者や国・県・山形市・商工会議所・警察等で構成される基本構想検討会議（仮称）を立ち上げる予定であり、検討会議の内容の検討、資料作成、指摘事項への対応等を行う。ワーキングチームが検討会議の事務局を担う予定である。

③社会実験Ⅰ（バス迂回運行）

- ・令和6年度の社会実験の結果を踏まえ、バス利用者の利便性向上の検討のため、山形市役所前バス停5番、6番乗り場を文翔館前交差点東側及び国道112号（山形市役所西側）に仮移設し、そのどちらか又はその両方のバス停を経由するバス迂回運行の社会実験を実施する。
- ・合わせて文翔館西交差点の交差点運用変更（交差点東側に左折レーンを設置する等）の社会実験を実施する。
- ・実施期間は2～3週間程度を想定しており、文翔館前交差点及び文翔館西交差点の信号現示の調整・車線運用の変更、仮設バス停の設置位置、構造等について、警察、バス事業者、道路管理者等の関係機関と協議を行うほか、山形市地域公共交通会議に諮り、運用方針を決定する。関係機関との協議・申請資料の作成を行い、協議には同席する。なお、令和6年度業務において、文翔館西交差点の交差点解析、渋滞要因分析の結果を取りまとめる予定である。
- ・社会実験の実施に伴い必要となる路面表示及び車線分離標、仮設防護柵の撤去、設置の業務は別途委託予定であり、本業務には含まない。
- ・以上の社会実験による交通影響について評価を行う。

④社会実験Ⅱ（文翔館周辺の空間活用）

- ・検討中の基本構想の内容を踏まえ、文翔館が立地する県政史緑地及びその周辺において、滞在空間のあり方を検討するための社会実験を実施する。
- ・社会実験の内容、期間を設定し、関係機関との協議を行い、必要な資機材の準備、管理を行う。
- ・社会実験中、滞在空間のレイアウト変更を行い、滞留行動の変化を取りまとめる。

⑤基本構想の合意形成に向けた取り組み

- ・基本構想の住民との合意形成に向け、シンポジウム、VR体験会を開催するほか、パブリックコメントを実施する。
- ・シンポジウムは令和7年6月までに開催することとし、その企画、運営を行う。
- ・VR体験会は、検討中の基本構想案をVRで体験できるものとし、その実施時期、内容を企画し、運営する。
- ・パブリックコメントの資料作成、結果の取りまとめを行う。
- ・上記の取り組みの際はアンケート等を行うこととし、得られた意見について、基本構想への反映を検討する。

⑥VR画像の更新

- ・検討会議や住民から寄せられた意見、社会実験から得られた知見を基に、基本構

想の内容を検討し、随時VR画像の更新を行う。

- ・なお、令和6年度業務において使用したソフトは、Unreal Engine5.3である。

⑦報告書作成

- ・以上までの検討内容を報告書として取りまとめる。
- ・報告書は、詳細版（A4 冊子）、概要版（A3 横）、概要版（A1 パネル横1枚）を作成する。

⑧打合せ

- ・業務着手時、業務の主要な区切り及び業務完了時において行う打合せは6回を予定しており、いずれの打合せにも管理技術者が立ち会うものとする。

⑨工程管理

- ・円滑な業務実施を図るため、業務スケジュール管理表を作成することとし、受発注者間の役割分担、懸案事項、着手日、回答期限等を明確にする。
- ・業務スケジュール管理表の作成及び管理は、受発注者が共同で行う。

（４）委託の期間 契約締結日から令和8年3月27日まで

（５）提案上限額 25,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 応募に関する事項

次の各号に掲げるすべての要件を満たすことを条件とする。

- （１）山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されている者（建設コンサルタント業務の「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けているものに限る。）であること。
- （２）山形県内に本店又は営業所（名簿に登載された受任者の所在地にある営業所）を有すること。
- （３）平成27年度から令和6年度までに完了又は完了予定の「まちづくりに関する構想の検討又は作成業務」の実績があること。
- （４）山形県から受注して令和5年度に完了した土木関係コンサルタント業務に関する成績評定点について、60点未満のものがないこと。
- （５）山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- （６）暴力団排除条項の次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと（更生又は再生手続開始の決定を受けた場合を除く。）。

4 企画提案に対する評価基準等

- (1) 評価は、県が設置する「文翔館周辺エリアウォークブル基本構想策定業務委託に係る公募型プロポーザル方式による企画提案選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において企画提案書を評価する。その際、提案者によるプレゼンテーションを行うものとする。
- (2) 評価は、別表「企画提案評価基準」に基づき実施する。

5 企画提案書等に関する事項

(1) 企画提案参加申込書の提出

当公募への参加を希望する者は、期限まで下記のとおり提出すること。

①提出書類

企画提案参加申込書（様式 1）

②提出方法

- ・持参の場合は、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、日曜日及び土曜日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間を除く。）に 6 の担当部局（業務担当）に持参すること。
- ・郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法に限り、提出期限必着とする。

③提出期限 令和 7 年 2 月 26 日（水）午後 5 時まで

④公募参加資格要件の審査及び通知

企画提案参加申込書を受理した際は、参加資格の審査結果（適合又は不適合）を令和 7 年 3 月 4 日（火）までに文書により通知する。その際、令和 6 年度業務で検討中の VR 画像のキャプチャの一部を提供する。

参加資格について、不適合の通知を受けた者は、当公募へ参加することができない。なお、不適合の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して 5 日以内に、書面により参加資格がないと判断された理由の説明を求めることができる。

(2) 企画提案書の提出

前項の審査の結果、適合の通知を受けた者は、以下のとおり企画提案書等の提出書類を期限までに提出することができる。

①提出書類

- ア 企画提案書（様式 2）
- イ 見積書（算出根拠）

ウ 上記ア～イに係る電子媒体（ウイルスチェック済みの CD-ROM、DVD-ROM 等）

※文書ファイル形式は Microsoft_Office 形式とし、全て pdf 形式に変換したデータも提出すること。

- ②提出部数 ア～ウ 各 1 部
- ③提出方法 上記（１）に同じ
- ④提出期限 令和 7 年 3 月 13 日（木）午後 5 時まで

（３）企画提案書の記載内容

以下の項目について記載するものとする。

- ①業務の実施体制
- ②業務実績
 - ・これまで担当した国、地方公共団体発注の同種業務又は類似業務（いずれも平成 27 年度から令和 6 年度までに完了又は完了予定の業務の実績）を記載すること。
 - ・複数の業務実績を記載可とする。
 - ・同種業務：ワークショップの開催・運営を含む、道路と一体となったまちづくりの基本構想の検討又は策定業務
 - ・類似業務：道路と一体となったまちづくりの基本構想の検討又は策定業務
- ③業務の実施方針
- ④提案内容
 - ・基本構想の作成
 - ・社会実験Ⅰ（バス迂回運行）
 - ・社会実験Ⅱ（文翔館周辺の空間活用）
 - ・基本構想の合意形成に向けた取り組み

《作成上の注意点》

- ・全て企画提案書（様式 2）に記載すること。
- ・A 4 判片面印刷（多色仕上げ可）とし、本文で使用する文字のフォントサイズは 10 ポイント以上（図表、注釈等を除く。）とする。
- ・提案書の枚数は、表紙を含み 10 枚までとする。
- ・記載する事項のページの配分は自由で、レイアウトの変更も可能である。ただし、表紙のレイアウト変更は行わないこと。

6 担当部局等

〒990-2492 山形市鉄砲町二丁目 19 番 68 号 山形県村山総合支庁建設部

契約担当 建設総務課経理係 電話番号 023-621-8185

業務担当 都市計画課計画工事担当 電話番号 023-621-8239

7 企画提案書等に関する質問

（１）質問方法

企画提案書の作成に係る質問等は、質問書（様式 3）を作成し、原則電子メールにて行うものとし、件名を「【質問】ウォーカブル基本構想策定業務委託」として下記

まで提出すること。（この場合、提出したことを6の担当部局（業務担当）に電話連絡すること。電話連絡がない場合は、回答できない場合がある。）

（２）提出先

Mail: ymurayamatoshi[at]pref.yamagata.jp （送信時に[at]は@に置き換えること。）

（３）質問期限

令和7年3月4日（火）午後5時まで

（４）質問等への回答

質問等への回答は、電子メールにより応募があった全者に対して行うものとする。

8 失格事由

次のいずれかに該当するとき、その者の提案は無効とする。

- （１）提案に参加する資格のない者が提案したとき。
- （２）所定の日時及び場所に提出書類を提出しないとき。
- （３）提案に関して談合などの不正行為、参加に際して事実と反する申込みや提案などの不正行為があったとき。
- （４）提案者が他者の提案の代理をしたとき。
- （５）選定委員会の委員又は担当部局職員に対して、直接又は間接的に本公募に関して援助を求めたとき。

9 最優秀提案者の決定方法

- （１）選定委員会における評価により、選定委員の評価点の合算が最高点の者を、最優秀提案者として選定する。また、必要に応じ次点者を選定する。
- （２）提案者が1者のみの場合も、選定委員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。
- （３）プレゼンテーションの日時・場所・方法等については、各参加者に対し別途書面にて通知する。
- （４）提案者がいない場合は、一旦プロポーザルの実施を中止し、業務の内容等について再検討のうえ、改めて公募を行うこととする。

10 契約手続き

- （１）評価結果に基づき、最優秀提案者と業務委託契約の締結に係る手続きを行う。
- （２）提案書に記載され、評価した項目については、原則として契約時の仕様書に反映するものとし、詳細については県との協議により決定する。この場合、内容や金額等について変更が生じる場合がある。
- （３）最優秀提案者と業務委託契約条件等で合意に至らなかった場合、又は最優秀提案者が応募に関する事項の失格事項に該当し、失格することが後日判明した場合は、契約手続きは行わない。この場合、次点者と業務委託契約の締結に向けた手続きを行うことがある。
- （４）契約にあたっては、別途契約書を取り交わすこととする。

(5) 委託業務に係る契約手続き等は、6の担当部局（契約担当）にて行う。

11 全体スケジュール

(1) 企画提案募集開始	令和7年 2月18日（火）
(2) 参加申込書提出期限	令和7年 2月26日（水）
(3) 参加資格審査結果通知期限	令和7年 3月 4日（火）
(4) 質問受付期限	令和7年 3月 4日（火）
(5) 企画提案提出期限	令和7年 3月13日（木）
(6) 企画提案プレゼンテーション	令和7年 3月中旬（別途通知）
(7) 評価結果通知	令和7年 3月下旬（別途通知）
(8) 見積り合わせ	令和7年 4月上旬
(9) 契約予定日	令和7年 4月中旬

12 その他

- (1) 提出書類の作成・提出に要する経費は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出のあった企画提案書については返却しない。
- (3) 企画提案書の提出期限後の資料の差替えや再提出は認めない。
- (4) 企画提案参加申込書又は企画提案書の提出後、当公募への参加を辞退する場合は、書面により速やかに6の担当部局（業務担当）へ通知すること。
- (5) 当初契約に係る予算が成立しない場合は、この公募は効力を有しない。

